

## 下松市農業委員会農地改良届取扱要領

令和8年3月10日  
制定

(趣旨)

第1条 この要領は、農地の利用増進若しくは保全又は農業経営の改善のために、盛土等により農地改良を行う場合における下松市農業委員会（以下「委員会」という。）への届出について、必要な事項を定めるものとする。

(対象農地改良等)

第2条 届出の対象となる農地改良（以下「農地改良」という。）は、農地の所有者又は耕作者が行うもので次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 農地として利用するための土質を改良する行為、盛土又は掘削により農地を改良する行為、水田の埋立てにより畑地を造成する行為その他農地の利用改善を目的として行われるものであること。
- (2) 対象農地の面積が2,000平方メートル以下であること。
- (3) 盛土の高さ又は掘削の深さが1メートル以下であること。
- (4) 農地改良工事に要する期間が1年以下であること。
- (5) 盛土の土質は、耕作に適した良質な土質であること。

2 前項第2号から第4号までの規定に適合しない場合は、事前に委員会と協議するものとする。この場合においては、農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項の許可を受けて行う農地の形質変更行為（切土、盛土等による土地の造成又は区画整理を行うことをいう。以下同じ。）とし、一時転用許可の対象とする。ただし、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化区域内にある農地の場合は、農地法第4条第1項第8号に規定する届出を行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる行為は、この要領により届出を要する農地改良に該当しないものとする。

- (1) 農業機械による盛土、掘削、堆肥の投入等の日常的な耕作行為
  - (2) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定する土地改良事業による農地の形質変更行為
- (農地改良の届出)

第3条 農地改良を行う所有者又は耕作者（以下「届出人」という。）は、農地改良の実施前に農地改良届出書（別記第1号様式。以下「届出書」という。）に次に掲げる書類を添付して委員会に提出するものとする。

- (1) 土地の登記事項証明書

- (2) 位置図
- (3) 付近見取図
- (4) 公図の写し
- (5) 造成横断面図及び平面図（前後の状況が分かるもの）
- (6) 工程表
- (7) 現況写真
- (8) 隣接地が農地、農道、水路である場合は、隣接地権者等の同意書
- (9) 耕作者が届出人の場合は、所有者の同意書
- (10) その他必要な書類  
（審査及び届出受理又は不受理）

第4条 委員会は、届出書が提出されたときは、届出内容等が適当であるかを審査し、受理又は不受理を決定する。

2 委員会は、前項の受理に当たっては、条件を付けることができるものとする。

3 委員会は、第1項の決定に基づき、農地改良届受理通知書（別記第2号様式）又は農地改良届不受理通知書（別記第3号様式）を交付する。

（農地改良の指導）

第5条 委員会は、届出書を受理した場合は、必要に応じて現地調査を行い、農地改良工事の監視指導をするものとする。

2 委員会は、届出内容と異なる農地改良工事を行っていることを認められた場合は、是正指導を行うものとする。

（農地改良の責任義務）

第6条 農地改良工事により付近の農地、農作物又は道水路について損害又は被害を与えた場合は、届出人又は復旧補償責任者が復旧し、及び補償するものとする。

（他の法令等の手続）

第7条 届出人は、農地改良工事を行うに当たり他の法令の手続を要するものは、その手続を全て完了した後に工事に着手するものとする。

（農地改良完了の報告）

第8条 届出人は、農地改良工事が完了したときは、速やかに農地改良完了報告書（別記第4号様式）を、次に掲げる書類を添付して委員会に提出しなければならない。

(1) 完成写真

（農地改良完了後の農地利用）

第9条 届出人は、農地改良工事完了後、原則として3年以上は農地として有効に利用するものとする。ただし、農地法その他の関係法令に基づく場合及び委員会が特に認めた場合は、この限りでない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日前までに、水田埋め立てによる畑地造成届出によって承認された行為は、なお従前の例による。